

No.	様式	条文	宛先	提出者
様式第1	地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）	法第22条の2 第3項関係	事業者	市長
様式第2	地域脱炭素化促進事業計画に係る不認定について（通知）		事業者	市長
様式第3	地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）	法第22条の2 第4項関係 (河川法以外)	環境大臣 埼玉県知事	市長
様式第4	地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）	法第22条の2 第4項関係 (河川法関連)	河川管理者	市長
様式第5	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定について（通知）	法第22条の2 第17項関係	環境大臣 埼玉県知事河川管理者	市長
様式第6	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の不認定について（通知）		環境大臣 埼玉県知事河川管理者	市長
様式第7	地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更について（届出）	法第22条の3 第2項関係	市長	認定地域脱炭素化促進事業者
様式第8	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知）	法第22条の3 第3項関係	事業者	市長
様式第9	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第4項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知）	法第22条の3 第4項関係	環境大臣 埼玉県知事 河川管理者	市長
様式第10	(添付書類) 地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制	認定省令第3条 第2項関係	市長	事業者
様式第11	(添付書類) 地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況報告書	認定省令第3条 第2項関係	市長	事業者
様式第12	(添付書類) 誓約書	認定省令第3条 第2項関係	市長	事業者

様式第1(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項関係)

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について(通知)

年 月 日付けで認定の申請があつた地域脱炭素化促進事業計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定に基づき、認定します。

また、本認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に従い行う、地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為に関し、許可権者の同意を得たものは、当該許可等があつたものとみなされます。

記

1 認定の内容

別添地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書の写しのとおり

2 個別法の特例措置

特例措置の種類	特例措置の活用
温泉法	第3条第1項 有 別紙〇参照
森林法	
農地法	
自然公園法	
河川法	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	

3 認定の条件

- (1) 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について、市に対し、時期を定めて報告すること。
- (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、さいたま市環境審議会における協議を経て、市の認定を受ける必要があります。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令(令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)で定める軽微な変更の場合は、遅滞なく、その旨を市に届け出してください。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の11に基づく環境影響評価法(平成9年法律第81号)の特例の適用を受けた場合は、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づく評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)受領後、認定地域脱炭素化促進事業計画の変更申請を行ってください。
- (4) 地熱発電事業に関し、掘削調査段階で地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた場合は、施設の規模等の決定後に、改めて施設整備等に関する認定を受ける必要があります。
- (5) 以下の項目のいずれかに該当すると認める場合は、本認定を取り消すものとします。
 - ① 地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
 - ② 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合しないものとなったとき
 - ③ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
 - ④ その他地域脱炭素化促進事業計画の認定基準に適合しないものとなったとき

様式第2(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項関係)

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画に係る不認定について(通知)

年 月 日付けで認定の申請があつた地域脱炭素化促進事業計画については、下記の理由により地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定に基づく認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、市長に対して審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項関係(河川法以外))

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

環境大臣
埼玉県知事 殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定について(協議)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があつた地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が同条第4項第〇号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

1 申請者

申請者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
代表者		
共同申請者		

2 送付書類

- ・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書及びその添付書類の写し
- ・別記様式第2の3及びその添付書類の写し

様式第4(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項関係(河川法))

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

河川管理者 殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定について(協議)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があつた地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備に係る行為が同条第4項第7号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

1 申請者

申請者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
代表者		
共同申請者		

2 送付書類

- ・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書及びその添付書類の写し
- ・別記様式第2の10及びその添付書類の写し

様式第5(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第17項関係)

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

環境大臣
埼玉県知事 殿
河川管理者

さいたま市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定について(通知)

貴殿から 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で同意のあったことについて、別添写しのとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定に基づく認定をしたため、その旨通知する。

様式第6(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第17項関係)

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

環境大臣
埼玉県知事 殿
河川管理者

さいたま市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の不認定について(通知)

貴殿から 年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号で同意のあったことについて、別添写しのとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定に基づく認定をしなかったため、その旨通知する。

様式第7(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第2項関係)

地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更について(届出)

年 月 日

さいたま市長

届出者

住 所
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したので、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 軽微な変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 変更日
- 4 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

様式第8(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項関係)

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

殿

さいたま市長

地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて(通知)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第3項の規定に基づき、 年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号により認定した地域脱炭素化促進事業計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、市長に対して審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第4項関係)

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

環境大臣
埼玉県知事 殿
河川管理者

さいたま市長

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて(通知)

年 月 付け〇〇〇〇第〇〇号により貴殿から同意を得て地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第3項の規定に基づき 年 月 付
け〇〇〇〇第〇〇号により認定をした地域脱炭素化促進事業計画については、別添写しのとおり、その認定を取り消したので通知する。

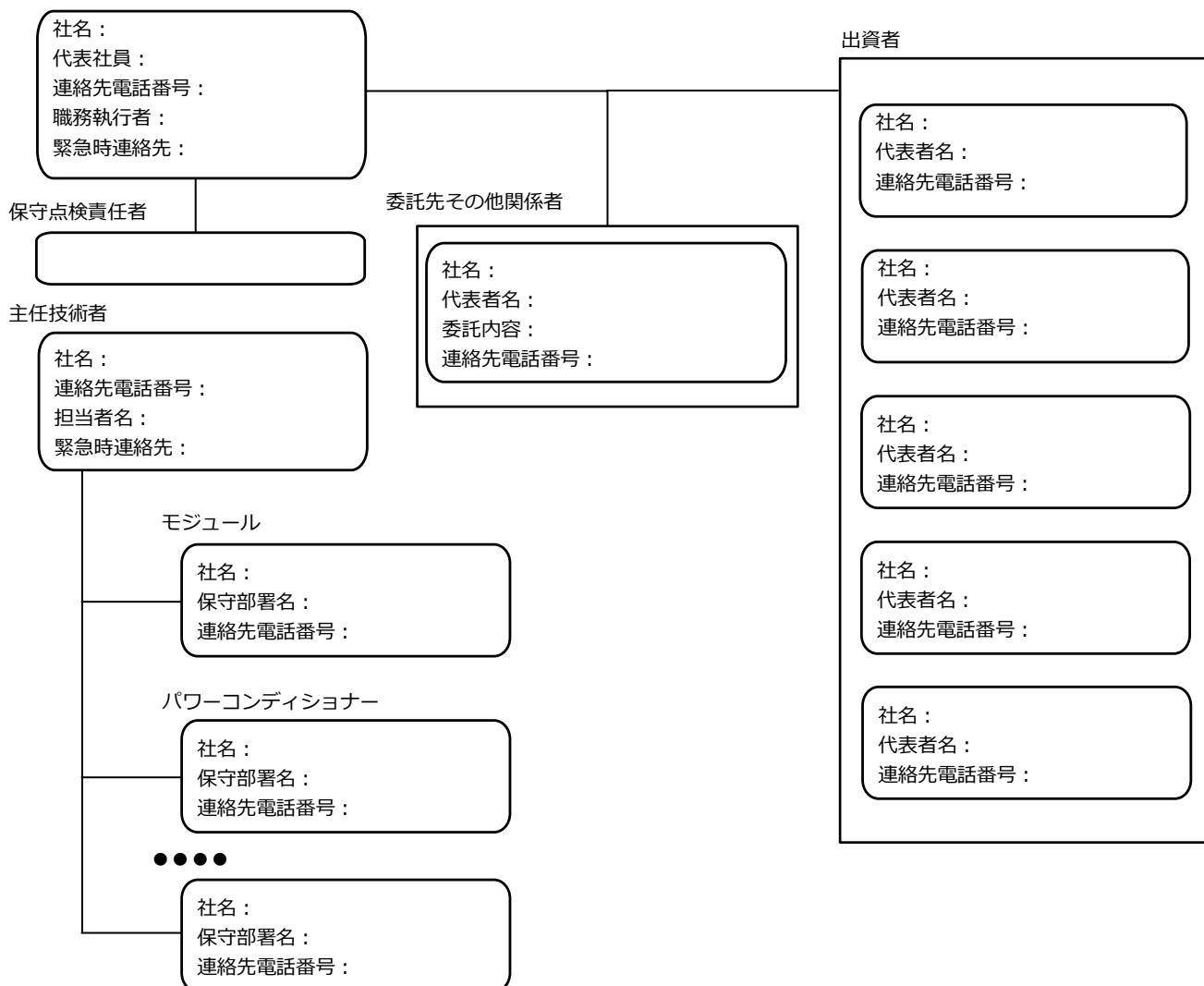
様式第10（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項関係）

(添付書類)

地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制

【例】

事業者



- 上記体制表のとおり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。
- 当該施設に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。
- 保守点検責任者が変更となる場合は、変更認定申請書にて速やかに報告します。

様式第11（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項関係）

(添付書類)

地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況報告書

年　　月　　日

さいたま市長

申請者

住　　所
氏　　名

地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況を下記のとおり提出します。

1. 地域脱炭素化促進事業計画に関する特例の対象となる法令

	項目	該当の有無
1	温泉法第3条第1項に基づく土地の掘削の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	温泉法第11条第1項に基づくゆう出路の増掘又はゆう出量増加のための動力の装置の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3	森林法第10条の2第1項に基づく地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4	森林法第34条第1項に基づく保安林における立木の伐採の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5	森林法第34条第2項に基づく保安林における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
6	農地法第4条第1項に基づく農地の転用の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
7	農地法第5条第1項に基づく農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8	自然公園法第20条第3項に基づく国立公園又は国定公園の特別地域内における工作物新築等の許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9	自然公園法第33条第1項に基づく国立公園又は国定公園の普通地域内における工作物新築等の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10	河川法第23条の2に基づく流水の占用の登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項に基づく指定区域内における土地形質変更届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2. 環境影響評価に関する法令

	項目	該当の有無(注1)	現況(注2) (該当有の場合のみ)	確認・手続先
14	環境影響評価法・条例に基づく環境影響評価手続 (環境影響評価手続における事業名称:)	<input type="checkbox"/> 有(法) <input type="checkbox"/> 有(条例) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 (手続段階) <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):

3. その他の関係法令(注3)

	項目	該当の有無(注1)	現況(注2) (該当有の場合のみ)	確認・手續先
15	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):
16	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):
17	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):
18	都市計画法に基づく開発許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):
19	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):
20	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):
21	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):
22	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):

	項目	該当の有無(注1)	現況(注2) (該当有の場合のみ)	確認・手続先
23	その他の法律・条例に係る手続(注4) (法律等:)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名: 連絡先(TEL):
備考				

(注1) 関係法令への該当の有無について行政機関へ確認中の場合は、「確認中」を選ぶこと。

(注2) 関係法令に基づく一連の手續が終了している場合は「手續済」、実施中の場合は「手續中」とすること。事前協議中又は協議前である場合は「手續予定」とし、手續予定期を記載すること。

(注3) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等を行い、事業実施に必要な許認可を網羅的に記載すること。

(注4) 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「23 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。複数ある場合は、行を追加して記載すること。

様式第12（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等
に関する省令第3条第2項関係）

(添付書類)

誓約書

年　　月　　日

さいたま市長

申請者

住　　所
氏　　名

本申請に係る下記の事項を誓約いたします。

記

1. 関係法令の規定を遵守すること
2. 申請書類の記載内容に虚偽がないこと

以上